

公益社団法人 木更津法人会 委員会規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人木更津法人会（以下「本会」という）定款第44条の規定に基づき、委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の組織)

第 2 条 常設の委員会として次の委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 研修委員会
- (4) 税制委員会
- (5) 社会貢献委員会
- (6) 厚生委員会
- (7) 組織委員会

2 必要に応じ、理事会の承認を得て臨時の委員会を置くことができる。

(委員会の職務分掌)

第 3 条 常設委員会の職務分掌については<別表>による。

(委員会の権限)

第 4 条 委員会は、理事会から付託された事項について審議し、提案・答申を行うとともに、理事会の決議に基づき前条の分掌職務を執行する。

(委員会の構成)

第 5 条 委員会には、30名以内の委員を置き、委員長は本会会長が選定し、理事会において承認される。

2 委員のうち2名以上を副委員長として委員長が選任し、理事会において承認される。

(委員会の任期等)

第 6 条 委員の任期等については、本会役員の規定を準用する。

(委員長及び副委員長の職務)

第 7 条 委員長は、所属委員会を代表するとともに、本会の常任理事となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

(委員会の招集)

第 8 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(委員会の議事)

第 9 条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

2 委員会の議長は、委員長をもってこれに充てる。

(本会への報告)

第 10 条 委員長は、委員会の審議事項のうち重要なものについて、遅滞なく本会会長に報告し、理事会の承認を必要とする。

(改 廃)

第 11 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、令和 3 年 9 月 28 日の理事会で承認され、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

【別表】

委員会の分掌事項(第3条関係)

1. 総務委員会

- (1) 総務的事務に関すること
- (2) 法人会組織に関すること
- (3) 法人会事務局に関すること
- (4) 他の委員会の所掌に属せざること

2. 広報委員会

- (1) 対外・対内広報活動(ホームページの管理・更新)の企画・実施に関すること
- (2) 広報誌「法人きさらづ」の編集企画及び発行

3. 研修委員会

- (1) 税に関する事項の研修活動の企画・実施に関すること
- (2) その他、各種説明会・研修会等の企画運営

4. 税制委員会

- (1) 税制改正提言に関すること
- (2) 税法に関する研修会、講演会等の企画運営

5. 社会貢献委員会

- (1) 社会貢献活動の企画・実施に関すること
- (2) その他公益事業の推進に関すること

6. 厚生委員会

- (1) 会員に対する福利厚生事業の企画・実施に関すること
- (2) 事務局職員の福利厚生に関すること
- (3) その他収益事業の推進に関すること

7. 組織委員会

- (1) 会員増強活動の企画・実施に関すること
- (2) 組織強化活動の企画・実施に関すること
- (3) 会員交流事業の企画・実施に関すること